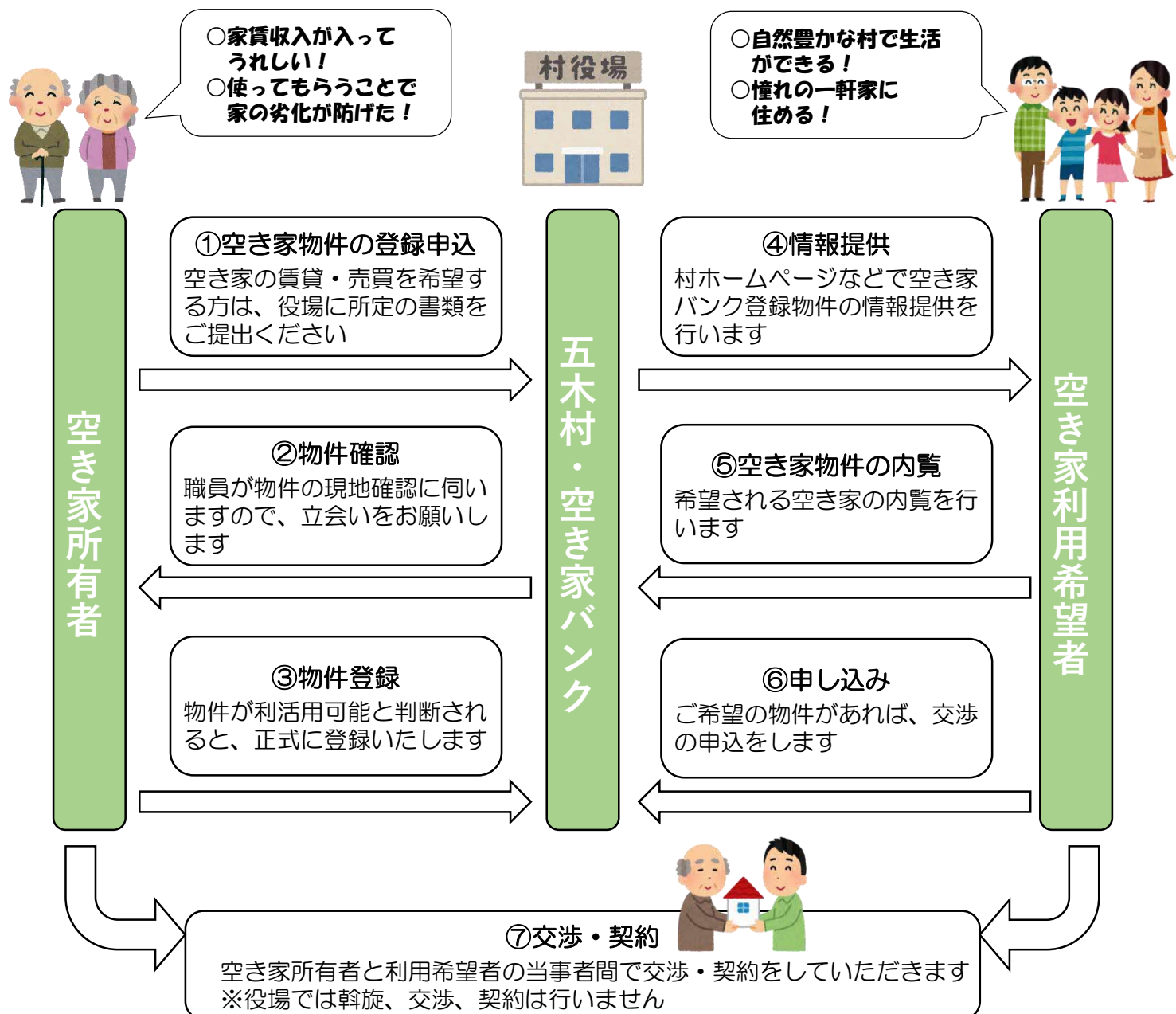


五木村「空き家バンク」のご紹介

五木村では移住・定住を推進するため、賃貸・売却を希望する空き家の情報を空き家の賃借や購入を希望する方に提供する「空き家バンク」を運営しています。

「五木村に住みたいのですが、空き家はありませんか？」というお問い合わせが年々増えていますが、**登録物件の数が足りていません！**

村内で空き家となった住宅で、賃貸、売買が可能な物件がございましたら、ぜひ役場ダム対策課までお気軽にご連絡ください。



<お問い合わせ先>

五木村役場 ダム対策課地域振興係

電話：37-2212 IP：2211

空き家バンク登録物件に対する支援制度をご用意していますので、ぜひご利用ください

＜空き家所有者に対する支援制度＞清掃助成金

五木村空き家バンクに登録しており、下記条件を全て満たす物件の清掃を行う場合、助成金を支給します。

＜支給額＞

上限10万円（交付は一度限り）

＜支給対象条件＞

- 居住面積がおおむね20平方メートル以上であること。
- 築年数または全面改修後の年数がおおむね30年未満であること。
- 電気、ガス、水道等の社会基盤が利用可能であること。
- トイレ、浴室等が備えられているか、近隣で利用が容易に可能であること。

＜空き家入居者に対する支援制度＞改修・修繕補助金

五木村空き家バンクに登録された住居の改修・修繕を契約者（空き家バンク入居者）がする場合、補助金を交付します。

＜補助対象者＞

登録物件の入居者で、補助金の交付日から5年以上入居する意思のあるもの

＜補助金＞

対象経費（10万円以上のものに限る）の8／10以内で200万円を限度とします

＜補助対象経費＞

- 登録物件の補修、修繕、間取りの変更、増築及び改修に要する経費
- 天井、壁、床及び畳の張替などに要する経費
- トイレ、浴室、台所など住宅整備の改善に要する経費
- 電気配線、給排水管などの登録物件に附属する設備の改修に要する経費
- 敷地の雑草及び樹木の除去に要する経費
- その他当該空き家を利用するために村長が必要と認める経費

＜提出書類等＞

見積書や写真など

詳細については、お気軽にダム対策課へご相談ください